

宇部市第3回子ども・子育て審議会議事録

●日時 平成26年11月20日(木曜日) 16時30分～

●場所 宇部市役所 4階 委員会室

(1) 子ども・子育て支援新制度における本市の条例について

副会長

それでは今日は会長に代わりまして、議事を進めてまいります。

それではお手元の次第に添って議事を進めてまいります。まず1番、子ども・子育て支援新制度における本市の条例について、事務局からお願いいたします。

事務局

それでは座ったままでご説明をさせていただきます。今、お手元にあります条例の本文の資料が3部、それとホッチキス止めがしてある、それぞれの条例の概略が書いてある資料がホッチキス止めで1部あると思います。この両方を使ってご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは先程、部長の挨拶の中にありましたけれども、このたびの9月議会で、以前よりご審議をいただいております子ども・子育て支援新制度にかかる条例について3本ほど議会のほうに上程をさせていただき、議決を受け、成立をしたところでございます。

まずその1つ目、宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

これはこちらホッチキス止めの1ページ目に書いてあります資料の4番目。用語説明のところにも書いてありますが、教育・保育施設とは認定こども園、幼稚園、そして保育所のことでございます。これは新制度に移行する幼稚園と、認定こども園と保育所を指して教育・保育施設と言いますが。その教育・保育施設の運営に関する基準、それと地域型保育事業というのは、小規模保育や家庭保育、あと事業所内保育等の、これまで俗に認可外保育と言われていた保育サービスの中で、新制度の中に移行する保育サービスを指します。その教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関して、基準を定める条例がこのたび成立したところです。

これまでもご説明をさせていただきましたように、これは大きく国の制度で保育園、幼稚園、それと認可外保育施設について、より質の高い幼児教育、幼児期の学校教育や保育の総合的な提供であるとか、保育の量的な拡大、確保、そして質の改善。そういったものをめざしている新制度において、国において全国的な基準を定めることを目的にした条例です。この条例を作るにあたっては、国が従うべき基準をもって各自治体のほうに示したものがございます。

宇部市としましても、この従うべき基準を、宇部市独自の施策としてアレンジするほどの特異性が、今、宇部市にないことから、多くの部分では国の基準にしたがって定めているところでございます。

ただ、今の1ページ目の資料で、国の基準と異なる規定もいくつか設けておりますので、そこを中心にご説明させていただければと思います。

特定教育・保育施設について言いますと、幼稚園、保育園は、まずこれは山口県が、その施設を認可いたします。特定の教育・保育施設として適切であるかどうかということを確認し、そしてそこに対して公費で運営費が支払われます。ただ、運営費を支払うにあたって、きちんと当初の目的が達成されているか、きちんとした運営がされているかということを確認をするという形になっております。

それと地域型保育事業、現行であれば認可外保育施設と言われている施設等でございますけれども、そこにつきましては、市町がその施設自体を認可し、そして公費を支払って運営を支援するにあたって、適切にその当初の計画通りの運営がされているかどうかを、

市町が確認をするということになっております。その運営について定めております。

そのほとんどが、従うべき基準であります関係から、国の基準と異なる点は、この条例の中で大きく3点ございます。1つは、第3条第5項。条例で言うところの3分の20ページ目の一番上でございますけれども。市は特定教育・保育施設等が提供する特定教育・保育、または特定地域型保育の内容の一層の向上が図れるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとするということで、取組を規定しております。宇部市としましては、幼児教育・保育の提供に対して、特に新制度が始まります平成27年度以降、一層の充実が図られるよう、特定教育・保育施設、また特定地域型保育の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えているところから、第5項を新たに追加として入れたものでございます。

それとその次の第3条の第6項でございます。これは宇部市が暴力団の排除条例を設けている関係から、こういった暴力団関係の団体が幼稚園や保育園等を運営することはありませんけれども、このたび条例の中に暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団と密接な関係を有するもの及び同条にここに規定する暴力団員であってはならない。特定教育・保育施設等は、そういった団体が運営するものであってはならないということで、これも追加で規定をしたところでございます。

それともう1点、16条の第2項。そして45条の第2項。これは同じ内容でございます。16条の第2項につきましては、8分の20ページ目の中で、16条の第2項。特定教育・保育施設。要は幼稚園や保育園、認定こども園についてですけれども、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者、その他の特定教育・保育施設の関係者による評価及び市の評価基準、制度に基づく第三者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならないとしております。

これは元々、国のほうが示した基準でも、やはり対外的な特定教育・保育施設の幼児教育や保育を提供する質の向上、そしてその向上を維持していく上で、自らの評価、外部的な評価をするような規定があるところでございますけれども。ただ、その文言だけでは、園によってその評価内容が異なる恐れがありました。ですから、本市としましては、規定の中に市の評価制度に基づく第三者による評価という文言を一部修正で付け加えさせていただきまして、各施設及び事業者の評価の内容を合わせることにしたものでございます。

その他、基本的に国の基準については、今現在、幼稚園、保育園で取り組まれている内容を維持していく。また今後充実させていくという上で、その国が示す基準を変更してまで修正するようなことはない判断しましたことから、他の規定については、国の基準通りとさせていただいたところでございます。

次の条例に移らせていただきます。ホッチキス止めの資料のほうの2ページ目を見ていただきたいと思っております。宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例です。この放課後児童健全育成事業というのは、子どもがよく使う言葉では地域学童保育事業のことでございます。児童福祉法上では放課後児童健全育成事業という名称で使われておまして。この条例の根拠法令が児童福祉法なものですから、児童福祉法上の表現で規定をしたところでございます。

これにつきましても、国のほうは基準を定めております。この2ページ目の5番で、本市の考え方としまして、基本的には厚生労働省令で定めて基準に準じて条例を作成しております。本市の現状等に応じて、いくつかの規定のほうを修正しておりますので、その規定についてご説明をさせていただきたいと思っております。

では6番の国の基準と異なる規定というところで見ただけならと思っております。宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第5条の第1項、これは資料のほうの条文のほうの7分の1ページ目の後ろのほうにございます。

放課後児童健全育成事業における支援。小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者、その他の特別の事情により保育をすることができない者につき、家庭、地域等との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣、学習習慣及び読書習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行

われなければならないと規定をしております。この内容につきましては、一部追加となっております。

まず1点目ですが、第5条の1行目。これまで児童福祉法上では学童保育事業の対象者を「おおむね10歳までの小学生」としておりました関係から、宇部市でも基本的に学童保育を利用できる方は小学3年生までとなっていたところでございます。

ただこのたび児童福祉法が改正されたことに伴いまして、学童保育の対象者は「小学生」となりました。その規定によりますと小学6年生までが学童保育の対象となるところでございます。

先程、部長の挨拶の中にもありました、このたび宇部市でも学童保育のいわゆる上級生、来年度以降は4年から6年になる子ども達の利用状況を把握するために、来年度小学4年生から6年生になられるご家庭全てに対して、学童保育事業のご紹介と利用についてアンケートを取ったところでございます。

今その集計及び分析に取り組んでいるところでございまして、また結果のほう分析等済みでしたら、委員の皆様方にもお示しをさせていただきたいと思っておりますし、実際に宇部市では、各校区で学童保育を運営していただいているところが多いものですから、各校区の関係者にもそういった状況をお知らせしていきたいと考えております。

続いて第5条の第1項ですけれども、放課後児童の対象者を国基準の保護者が労働等により昼間家庭にいない者となっているわけですけれども、本市の現状に合わせて、その次に、その他の特別な事情により保育することができない者という文言を追加いたしました。現実には就労等で昼間ご家庭にいない方のお子さんを預かることが多い学童保育でございますけれども、割合的には、小さなものかもしれませんが、実際にご家庭にお父さん、お母さんがいらっしゃる場合でも、たとえばご家族の介護がとか、ご両親のほうにご病気であるとかいう特別な事情等も加味してお預かりしている関係から、本市としましては、その他の特別な事情によりということ、文言を付け加えさせていただいたところでございます。

また国の基準では、本事業の目的の部分で、基本的な生活習慣の確立となっておりますが、その下に続きまして、学習習慣及び読書習慣の確立等という文言を付け加えさせていただいたところでございます。

既にもう学童保育の活動の充実に向けては、各学童保育も取り組みをしていただいているところでございます。ただやはり校区によっても、また会場によってもばらつきもございまして。宇部市としては、この条例を作るにあたり、お子さんを預かる学童保育、安全安心に預かる学童保育ではありますけれども、お子さんを預かる、その時間特に夏季休業中等、1日お預かりする期間というのもございまして、そういった期間をより有意義に、活動の質の向上を図っていきたくと考えているところでございます。このたび条例を作るにあたって、これまで生活習慣等、生活の場であり、遊びの場と言っていました学童保育について、当然生活の場、遊びの場というのがありますけれども、学習習慣や読書習慣など、子ども達のせっきやくお預かりする時間、活動ですので、学習習慣や読書習慣にも着手いたしまして、より効果的な活動、または活動の充実についてつなげていけたらと思っております。

それと続いて第5条第2項です。これも先程言いました、宇部市の暴力団排除条例を受けて、新たに国の規定にはない規定を追加したものでございます。

この次が7分の2ページの第9条第1項。放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能、並びに静養するための機能を備えた区画、専用区画を設けるよう努めるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければいけないという形になっております。

本市の学童保育施設の多くが、既存施設の改修等により、この学童保育施設というものを整備していることから、そういった専用スペース等、専用区画を設けることを努力義務として表現を修正したところでございます。今後も適正な広さ、また環境等の整備には、宇部市としても取り組んでまいりたいと考えております。

続いて第10条の第2項。ページとしましては7分の3ページです。放課後児童支援員、学童保育の指導員の配置基準についてでございます。放課後児童支援員の数につきまして

は、次の表に掲げる支援の単位ごとの利用者の数の区分に応じて、それぞれ同表に定める数以上の支援員を置くようにしたところでございます。たとえば 35 人以下の学級であれば、放課後児童支援員の数は 2 人。36 人以上であれば、放課後児童支援員の数は 3 人とさせていただいたところでございます。

ただし、35 人以下の項にあっては、1 人を除いて、36 人以上の項にあっては、その 2 人を除いて補助員を充てることとしております。これは国の基準ではそれぞれ学童保育の施設には 2 人以上の指導員を置くこと。そしてその 2 人以上の指導員のうち、1 人以外は補助員ではかまわないという基準になっておりました。

ただ、これまでも宇部市としては、その学童保育の規模に応じて、きちんと資格また経験を持った支援員、今は指導員と呼んでいますけれども、学童保育の指導員を置くことにしておりますので、国の基準通りにしてしまうと、今現在の宇部市のサービスしている基準が、指導員資格や経験を持った方の配置がレベルが落ちると、こちらのほうとしては判断をいたしまして、第 2 項のように 35 人以上であれば 2 人。そのうち 1 人を除いては補助員でもかまわないと。36 人以上については 3 人、ただしそのうち 2 人を除いて補助員でもかまわないというような表現に変えさせていただいたところでございます。

続いて第 10 条の第 3 項。放課後児童支援員の資格についてでございますが、放課後児童支援員の資格について、今現在宇部市では保育士資格、そして教員の免許を有する者、または社会福祉事業に 2 年以上を経験したものであるものを学童保育の指導員の資格にしてありますが、その学童保育の指導員の資格について、国の基準で新たに研修を受けなければならないと定められたところでございます。国の基準では、都道府県知事が行う研修の修了を基本としているところでございますけれども、宇部市としては、都道府県知事の研修も当然含めておりますけれども、市も独立して、今後指導員のレベルアップ、スキルアップ等につなげられるよう、研修のほうを実施してまいりたいと考えているところでございます。

ですので、国の基準という都道府県知事が行う研修という表現ではなく、市が指定する研修を修了し、市が学童保育支援指導員として認定した者というような表現に変えさせていただいたところでございます。

その上の資料の 3 ページ目になります。同じく 15 条の第 2 項。条例のほうについては 7 分の 5 ページ。これも先程の評価と同じですが、やはり学童保育の事業者につきましても、定期的に自己評価及び第三者評価を受けて、その結果をもとに改善に努めなければならないと規定をしております。学童保育の事業自体、もうずっとこれまでもやっていたところではございますけれども、そこの利用者、また外部の評価を受けて、その活動の内容について見直しを図り、改善を図るよう努力していただきたいと考えております関係から、この第 2 項につきましても、宇部市独自で追加をしたところでございます。

それと次は 19 条の第 2 項。ページで言いますと 7 分の 6 ページになります。このたび国の基準では、これは参酌基準なんです、国の基準では 1 年間の開所日数を 250 日以上としておりました。これはもう全国的な基準でございますので、全国の実情に合わせて国の基準としては 250 日以上開ければいいというような形で示されていたところではありますけれども、これまでの宇部市の学童保育の要綱等にお示しさせていただいているものは、1 年につき 281 日以上開けてくださいと示しております。この条例で 250 日と規定して、今、281 日以上開けてらっしゃるところが 250 日に下げるとは思いませんが、これまでも宇部市としてはずっと 281 日という形で学童保育の開所日数を決めさせていただいている関係から、条例の中では宇部市の、つまり、これまでのお示しさせていただいている規定通り、281 日以上という形で国の基準を修正し、規定したところでございます。

それと最後に付則というのがございます。付則の 2 条、3 条です。これは学童保育の条例ができて、今の状況では、恐らく平成 27 年 4 月 1 日に、その大元になる子ども・子育て支援法、またそれに伴う児童福祉法の改正が施行されると考えております。それに合わせて、この条例も施行されるわけですが、平成 27 年 4 月 1 日に、いきなりこの基準が適用されると、たとえば学童保育の指導員が研修を受けなければいけませんよという

のがあったと思うんですけれども、まだその研修自体、県のほうも準備ができておりませんし、そうすると誰も研修を受けていなくて、誰も学童保育の指導員ができない状況になってしまいますので、猶予期間を定めたものが、この付則でございます。

第2条や第3条において猶予期間を定め、今後5年間の間に、5年間というのが、後ほどまた話が出てくる事業計画の第1期の事業計画期間中でございますけれども。この5年間の間に研修を受けていただく。また私どもからすると学童保育の施設の整備を進めていく。そしてこの5年間の間で、条例に見合う施設及び人員配置、そして質の向上に取り組んでいけたらと考えております。

これも簡単ではございますが、学童保育の条例につきましては、本市の独自の資料でございます。

最後になります3本目の条例で、宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例となっております。この用語説明のところ、2ページ目ですね。このページの第4番、用語説明のところ、家庭的保育事業等とは、実は今日の1本目の条例でありました地域型保育事業のことでございます。なぜ同時期に出す条例で、同じことを言うのに名称が違うかということですが、これはその条例の元になる根拠の条例が違うからです。先程の特定教育・保育施設の条例については、根拠法令が、子ども・子育て支援法。この中では、今から言います4つの事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、先程も言いました、今で言う認可外の保育サービスについては、地域型保育事業という名称で規定がされています。

ですから先程の条例は、地域型保育事業という名称が使われておりますが。この条例につきましては、あくまでも児童福祉法が根拠法令となっております。児童福祉法は、今言いましたように、4つの保育サービスについて、地域型保育事業という表現が使われていない関係から、こちらの条例は地域型保育事業という表現を使うことが難しくて困難になりましたので、家庭的保育事業等という表現でさせていただいているところでございます。

これにつきましても、特定教育・保育事業等の条例と同じで、国の基準のほとんどが従うべき基準。要はその自治体においてアレンジすることが困難な基準というのを示されており関係から、あまり国の基準から変えていくことがございません。ただ中に基準として変わっているところが2点ございます。前に出てきた条例と同じ点ではございますが、ご紹介をさせていただけたらと思います。

まず第5条の第2項。19分の2ページです。これも先程、前の2つの条例でもございました宇部市暴力団排除条例を受けて、暴力団排除の規定を追加したところでございます。

それと同じく第5条の第5項。家庭保育事業につきましても、これまで認可外保育施設ということで、あまり市が立ち入ることがありませんでした。また届出についても、県に届け出るというような状況でございました関係から、このたび条例を作り、また新制度の中に移行されるということに伴いまして、公費による支援も出てまいります関係から、定期的に市の評価制度に基づく第三者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないという表現を、常にその改善を図るよう努めなければならないという表現に修正をさせていただき、条文を規定したところでございます。その他につきましては、これはこの家庭的保育事業の運営に関し、その人員の配置であるとか、その施設の広さであるとかを規定したものでございまして、これは全国で同一の規定でございますので、宇部市についての、その全国の国の示した基準について規定をしたところでございます。

4つの事業がありますし、1つの事業においては、さらに細分化されますので、こちらホッチキス止めの資料の5ページ目に、その内容について一覧を示させていただいたところ、

家庭的保育事業。先程言いました家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業とありまして、4つ類型がありますが、主に19人以下の小規模な保育サービスの提供という形になっております。ただ事業所内保育事業につきましては、事業所内、主に従業員の方々の託児施設を持っていらっしゃる事業所のことですが。その事業

所内保育事業につきましては、20人以上の施設も対象となります。

その小規模な保育につきましては、家庭的保育事業というのは、家庭の中で見て、お子さんの保育をするということで、保育の提供者のご家庭で、お子さんをお預かりし、保育サービスを提供する事業でございます。小規模保育につきましては、主に現在の幼稚園、保育園等の分園のA型から、家庭的保育事業のような小規模なものを幼稚園、保育園のほうで行われる。または第三者的な施設で行われるということで、C型と。A型からC型まで、その規模に応じて3つの類型がございます。それと事業所内保育事業につきましては、定員が20名以上か19名以下かということで2つ類型があるんですけども。これについても内容としては、職員の配置の状況が異なるという点以外は、他の保育サービスと同じようにその質の向上に向けて、面積の基準であるとか、給食の手順であるとかを定めたものでございます。

また居宅訪問型保育事業というのは、これはそのご家庭を訪問し、保育されるお子さんと1対1の関係で保育サービスを提供するというものでございます。今後、今現在認可外の保育施設でこのようなサービスを提供していらっしゃるんですけども、これについては細かなサービスの中での支援というのはございますが、幼稚園や保育園のような公費での運営支援というのは、あまりございませんでした。このたび、この支援制度に移る認可外保育施設については、その基準等は今までよりも厳しいもの、また市町としましては確認をさせていただきながら支援をしていくという形ではございますけれども、保育の質が維持できる、維持されているということを確認しながら、公的な支援についてもつなげていくという制度ができたところでございます。以上が、この9月議会、これまで案または基準等をお示ししながら、宇部市として3つの条例を9月議会で要請したいとお示しさせていただいていた条例が成立いたしました関係から、また8月に審議会を開催した以降、一部外部評価、要はサービスを維持していく上で、また今後レベルアップしていく上で、評価の部分を盛り込んだという点が、8月の審議会以降変更されたところでございますので、改めてご紹介をさせていただきます。内容を見られて、何かございましたら、ご意見のほうを、よろしく願います。

副会長

ありがとうございました。何かご質問等、ございますでしょうか。

委員

すいません。家庭的保育者が、やはりちょっと引っかかるころではあるのですが。この研修を修了した保育士、または保育士と同等以上の知識及び経験というのは、いわゆる安倍総理がおっしゃるところの保育ママさんみたいな、子育て経験者であれば、そして市の行う研修を受ければ、誰でもよろしいというような形になるんでしょうか。やはり特に居宅型というのは密室になりますので、1対1ですので、結局リスクが高いと思うんですけども。

現実、インターネット上で、宇部市でも居宅型みたいなのをしますよとって手挙げされている方もいらっしゃるようですから、そういう方がこれに、また市のシステムにされるということも予測されるわけで。安全性の担保がすごく気になります。そこらへんのところは詳しくお考えでしたら、お伺いしたいと思います。

事務局

この保育士と、委員さんが引っかかっているところは、保育士というよりも、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市が認める方が、一体どんな人なのかというところではないかと思っておりますけれども。これについては、今現在国が示しているものとしましては、保育士と同等以上の知識及び経験を有する者のイメージとして国が示しているのは、看護師、幼稚園教諭、従前の家庭的保育事業の経験者という形でお示しを受けているところでございまして。今、なんといいですか、ご家庭に入られている主婦の方が、研修を受

けられて、今後子育て支援員として子育て支援サービスの中で活躍を期待されているところではございますけれども、その方々が一様にこの家庭的保育者になるということは本市では想定していません。

副会長

よろしいでしょうか。その他、何かご質問等がございますか。

基本的には、もう既に議会を通ったものでございますし、現行の市が行ってきたレベルを保ちながら、第三者評価も入れたというような報告だったと思いますが、皆様方、何かございますでしょうか。

それではないようでしたら、次の議題に進みます。

次、2番になります。宇部市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）のパブリックコメントについて、事務局からお願いいたします。

（2）宇部市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）のパブリックコメントについて

事務局

仮称・宇部市子ども・子育て支援事業計画につきましては、これまでも当審議会において委員の皆様からご意見をいただきながら策定を進めているところではございますが、計画に盛り込む内容等について、広く市民の皆様からのご意見をいただきたく、このたび10月15日から11月4日までの期間で事業計画の骨子案を示し、パブリックコメントを実施いたしました。

内容につきましては、本日お配りしております資料、A3の二つ折りにしております仮称・宇部市子ども・子育て支援事業計画案、パブリックコメント実施結果についてという資料を見ながらご説明させていただきます。

パブリックコメントにお示しをいたしました事業計画の骨子案につきましては、先日、本会議のご案内をお送りした時に同封させていただいておりますので、もし本日、お持ちいただいている方があれば一緒にご覧いただければと思います。

今回の募集に対しまして、男性1名、女性2名の計3名の方から15件のご意見をいただいたところです。ご意見の概要、それに対する市の考え方や対応につきましては、資料のほうに載せさせていただいておりますので、そちらのほうのご紹介をさせていただきます。

（資料により意見の概要及び意見に対する市の考え・対応の説明）

以上15件のご意見、ご質問をいただきましたので、それぞれのご意見に対しまして、市の考えや対応についてまとめたところです。

なお今回のパブリックコメントの結果につきましては、今後、市のホームページでも公開をしていく予定です。説明については、以上になります。

副会長

ありがとうございます。この3人で15件というのは、数字としては多いのか、こんなものなのかというのは、いかがでしょうか。

事務局

ほぼ同じ時期に高齢者福祉計画のパブリックコメントをいたしました。その時に、こういう形でのパブリックコメントでは、5人の方のパブリックコメントの応募という状況でした。

副会長

ありがとうございます。皆様のほうから、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員

地域学童保育についてなんですけれども。6年生まで受け入れをした場合、施設の整備だけではなく、支援員の数は十分に足りるのでしょうか。今、支援員の方が少なく困っているというのをよく聞くんですけれども、6年生まで拡充した場合、支援員の数というのは増えると思うんですけれども、どうなっていますでしょうか。

事務局

お答えいたします。確かにこのたび、今現在、小学校1年生から3年生までを対象としている学童保育を法改正に伴いまして、宇部市としては6年生までを対象にしたいと考えているところです。そこで私どもとしましても心配しているのは2点。

1つは、今まさに言われたように施設の問題、それともう1つがやはり支援員の問題でございます。

施設のほうも、やはり日々、学校からお子さんが通所される学童保育施設でございますので、そういった環境を考慮いたしまして、適切な場所で必要に応じて整備を図っていききたいというところは考えております。

それから、もう1点。これは宇部市の場合、学童保育事業を全て委託している関係から、宇部市と、あとその宇部市の事業を受託している団体と共同で取り組んでいかなければいけないと考えておりますけれども、やはり学童保育の支援員さんの確保の問題でございます。学童保育の支援員さんの就労の状況といいますと、皆さん方もご存じの方もいらっしゃると思いますけれども、平日は午後、だいたい1年生でも下校されるのが現在は3時から3時半ぐらい。それから夕方の6時ぐらいまでが平日の学童保育の勤務となります。当然その前後の準備や後片付けの時間もありますけれども、子どもさんがだいたい通われる時間帯としては、午後3時半から6時ぐらいまで。それと土曜日や長期休業中になりますと、朝だいたい8時ぐらいから18時ぐらいまでという形で、1年の中で、その時期に就いて就労条件、子どもさんをお預かりする時間がすごく違う、変動が大きい事業でございます。それに対応する学童保育の指導員さんの確保というのは、非常に難しい部分もでございます。今後、その確保に向けて、受託団体と共同で考えていかざるをえないのかなと思っております。

ただ施設と指導員が確保できない限りは、なかなか6年生まで受け入れるといっても安全に安心して受け入れることができなければ、学童保育事業としては、本末転倒でございますので、受託団体と一緒にしながら進めていけたらと考えています。

副会長

ありがとうございました。その他、ございますでしょうか。

委員

学童の指導員をしています。今、おっしゃったお話と重なる部分がたくさんあるんですけれども。事前にいただいた資料の中で、施設等過不足0という数字を見て、私もどうやってやるんだろうなと思えました。

先程も学校の既存の施設等の利用という形でおっしゃったんですけれども、今現場にいて、学校の先生方に教室を使わせてくださいとか、そういうことをお話しすると、決していいお返事をいただけなかったり、お隣の教室を使わせていただけないでしょうかということがあっても、ちょっとそれはという形で、あんまり学校現場のほうとしては、できれば使わせたくないという空気を感じているというのが現場の印象なんです。教育委員会のほうが、そのあたりをどういうふうにお考えなのかはわからないんですけれども。今出ている見込みの数値を見ているだけでも、6年生までということになると、ほぼ倍まではいかないにしても、今の施設のままというのは、絶対にありえないと思うので。確実に学校の施設を使わせていただくというのが、絶対的に必要になってくると思います。教育委員会と、そのへんのお話がちゃんと進んでいるのかなと、少し不安になりました。

事務局

先程も言いましたが、新しく学童保育をするにあたっては、指導員と同様、施設の部分も非常に苦慮しているところではございます。このアンケートはあくまでも利用したいという子どもの数での数値でございますが、今現在学童保育、1年から3年まで受け入れておりますけれども、その1年から3年までの中でも、上級生になればなるほど毎日利用がないというような状況もあり、これが4年生以上になると、どうなのかということをも十分に把握したいために、来年度4年生以上になるお子さんを対象とした学童保育の利用希望、そして利用の希望にあたっては、どのぐらいの頻度で利用するかということも質問項目に付け加えさせていただいたところです。そういった現状も見ながら、施設の利用を考えていきたいと思っています。

ただ、私ども福祉サイドからしますと、やはり安全面からすると、学校の中の施設と考えがちではございますけれども、やはり学校は学校で毎日、それぞれの目的のために部屋を利用されているところではございます。だから学校の施設をどこか使わせてくれと言った時に、蓋を開けてみたら、実は利用頻度が少なく、せっかく施設を開けてもらって開所したにも関わらず・・・ということがないように、こちらのほうもしたいと思っていますので、その利用実態等については、今取っておりますアンケートなどをもとに、把握しながら教育委員会とも、引き続きしっかりと協同しながら進めていきたいと思っております。

教育委員会

教育委員会でございます。今のお話ありましたように、教室の利用につきましては、私どもも今、特に常時活用している部屋でない部屋があるというのもつかんでおります。それがこの学童保育が6年生まで拡大する中で必要性が高まってくるということも認識しております。

まだはっきりとした数字は出ておりませんが、既に、学童保育の利用希望が高いと予想される小学校につきましては、私自身も含めまして何人かで訪問をし、校長と今後の見通しについて協議を進めております。今、話がありましたように、空いているから、それをそのままということにはなりませんので、やはり施設の改修も必要でございますし、それから今後の児童数の変動。これをしっかりと見定めて、健康福祉部とも協議をして、また学校と調整していきたいと思っています。

いずれにいたしましても、子どもは同じでございます。日中、学校で預かっている児童、放課後とはいえ、同じ子どもでございますので、その子どもを形が変わったとはいえ預かるということは、学校にとってやはりしっかりと認識をした上で、教室について、これから教育委員会として協議を進めていこうと考えております。以上です。

委員

手短かに2点ほど。低学年と高学年と一緒に預かるということで、施設の問題もですけれども、同じ部屋に低学年と高学年を一緒に見るということが、現場サイドでは、とても今、不安があがっています。低学年と高学年では内容的にも全然やるものが違いますので、低学年は低学年の教室、高学年は高学年の教室というふうに分けて、それぞれの人員を配置して預かれるようなものができたらというのが、現場としての希望が一番大きいところなんです。今、1年から3年までの間だけでも、もう体格差、力の差等のトラブルでケガが起こってきたりとか、やはり全部目が行き届かないというのが現状です。これが、高学年の子が入ってくるということになってくると、指導員がどこまで監視できるかっていうところが、すごく不安の一つなんです。

ほとんどの方が保育士の免許を持っていらっしゃる方ですので、小学生の扱いっていう部分に関して、やはり不安を感じている方がたくさんいらっしゃって、保育という形で子どもを預かっていいのかという話が現場のほうで出ています。

低学年と高学年の扱いについて、研修をされるということでしたので、そのへんについ

ても、細かく、指導員の不安等々がなくなるような形のを盛り込んでいただければな
っていう。それとしっかりとした基準を示していただければ、指導員としても取り組みや
すいってというのが、本音のところ。今、基準がないので、各個人に任されている部分
が半分なので。市のほうから、こうしてくださいという基準をきちんと示していただく
という形が、一番たぶん現場が混乱しないのではないかなと今思っています。

それともう1点なんですけれど、現実、今、本当に指導員が足らなくて募集をかけても
全然問い合わせもないという状態です。なんでそうなのかっていうところを、やはり突き
詰めていただいて。宇部市は、他地域と比べさせてもらっても、やはり学童の指導員とい
うポジションが大変低い。他市、もしくは県外の地域を見たら、男性が職業としてなさっ
ていることが実際にあるというのを伺うと、どうして宇部市では、それができないのかと。

それをすると、資格を持って遊んでらっしゃる方ってというのがたくさんいらっしゃるの
に、学童の指導員はね、っていうふうに、やっぱり言われてしまうところを、もう少し改
善していただければというのが、現場の声としては、一番大きい。

事務局

今ご指摘をいただきました点は、来年以降やっていく上において、非常に重たい課題だ
ろうというふうに思います。

たとえば1点目、教育委員会、施設の問題につきましては、先程、教育委員会からお答
えいただきましたけれども、教育委員会と連携を取りながら、学校施設等々の利用という
形を、今後進めていきたいというふうに考えております。

2点目の、どのようなやり方でやっていくかという点ですが、学習習慣、読書習慣と
かいうような形で、学童保育における進め方のプログラムのものについて、基本的に少
し市のほうとしてご提示できるようなことを考えていきたいなというふうに考えておりま
す。

3点目の指導員について、確かに指導員さんの確保というのは、非常に大切だと思いま
す。今回、条例を制定するなかで、「市が学童保育指導員として認定する」という、国の基
準にはない、市独自の表現で規定したのは、学童保育において指導員の役割は非常に大き
いものがあり、市としてしっかりと学童保育指導員の職責を認めたいうえで、責任を持って
一定レベル以上の指導員を認定し、確保につなげていくというふうに考えたところでござ
います。

副会長

ありがとうございました。その他、何かございますか。

他に質問がないようでしたら、今、委員の方から出たご意見も踏まえながら、今後また
引き続き、この事業計画の策定を続けていただければと思います。なかなか難しいとは思
うのですが、とにかくトータルの数合わせだけでは終わらないようにということ、お願
いしたいところでございます。

それでは次の議題に進みます。3番ですが、保育の必要性の認定について、お願いいた
します。

(3) 保育の必要性の認定について

事務局

それではA4版横の資料、保育の必要性の認定についての両面の資料があろうかと思
います。それを見ながら、話を聞いていただきたいと思います。

保育の必要性の認定につきまして、これは今現在でも、その必要性の認定については決
められております。国においては①番、現行の保育に欠ける事由としまして、そこに6つ
ほど提示をさせていただいているところでございます。昼間の労働、そしてお母さんの妊
娠中とか、または出産後間もないこと。または親の疾病、もしくは負傷、もしくは精神若

しくは障害を有していること。それと4番目に同居親族の介護、5番目に災害を罹災された方々。それに対する復旧のための時間を確保のために保育ということで5番目にあがっております。そして6番目に各号に類する状態にあることということで、6つほど、今現在、国は示しているところがございますが、このたび新制度にあたりまして、より詳細なものが示されました。

それが中段、②番における新制度における保育に欠ける事由というところがございます。就労、2番、妊娠・出産、3番の保護者の疾病・障害、4番、同居または長期入院等している親族の介護・看護。そして5番の災害復旧。ここまでは今現在の現行の事由と同じでございますけれども、次、6番目が求職活動、そして7番目が就学、8番目が虐待やDVの恐れがあること。9番目が育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること。そして10番目に前各号に類する状態であることと。国においては新制度に向けて事由を新たに明確に示している部分がございます。

そして市において今現在どうかというのが3番目でございます。市においても6つほどあげております。1番目が就労。これは家庭内の労働も含んだ就労でございます。2番目が妊娠・出産。3番目が疾病・負傷・傷害。4番目が介護等。介護、看護ですね。そして5番目が災害復旧。そして6番目、これまで宇部市としましては「特別な事情」という形で挙げさせていただいているところです。これは現行の国の規定にはないところではございますけれども、これまでもその例示としましては、求職活動、また就学等ということで挙げさせていただいているところですが。実際には就学や求職活動以外にも、新制度における国が示している事由であります虐待やドメスティックバイオレンス等の恐れがあり、児童相談所等の相談機関等から、たとえば母子との分離をさせたほうがいいなど、要請があった場合については、保育園の利用等につなげているところがございますし、9番目の育児休業取得時に、既に保育を利用している。これは育児休業中は、要はお母さん等の母体保護の産前産後を過ぎ、育児休業中でございますので、家にいらっしゃる。それでは保育に欠けた状態ではないというのが国の解釈でございましたけれども、上のお子さんが、たとえばもう5歳児、年長さんでいらっしゃって、たまたま下にお子さんが生まれた場合で、育児休業に入られたという時に、やはり5歳児、年長さんで、これからいよいよ小学校に上がられるようなケース。そういったケースでは、下にお子さんが生まれた場合であっても、上のお子さんの年齢等を鑑みまして、利用につなげている場合もあるということでございます。宇部市としては、事由としては6つ示しておりますけれども、既に支援制度における保育に欠ける事由については、全て具体的な対応は取っているところがございます。

個々の表現の見直しにつきましては、今現在も「特別な事情」の中に全部含めておりますけれども、たとえば例示等で、より市民の方々にもわかりやすいようにしたいと思っております。、内容によりましては、本当に特別な事情がございますので、そのところは、求職活動や就学等を例示としてお示ししながらも、実務の部分で対応させていただくこともあろうと思っておりますので、ちょっとご紹介をさせていただいたところです。

それと裏面にいきまして、このたび保育園といいますか、保育の時間について、大きく二つのタイプが提示されております。これまで保育園につきましては、ほぼ開所時間が11時間。たとえば朝の7時からでございますと、夕方の18時までが保育園が開所されている時間。親御さんの就労等は、だいたい1日あたり8時間が基本でございますから、その8時間プラスアルファ。家から保育園等を経由して通勤されるまでの時間等も含めて、また休憩時間等も、当然その8時間の中にプラスアルファされますので、そういった部分を含めて、保育が可能となるよう11時間を開所して、その中で常勤の方々のお子さんを受け入れているところがございます。このたび新制度におきましては、就労形態の多様化に伴いまして、全国的に保育標準時間と、保育短時間というものが設定をされます。

保育標準時間につきましては、これまで通り、11時間の開所という中でのご利用ということで、現行の形と変わりはありません。保育短時間につきましては、その11時間の間に、施設ごとにコアとなる8時間を決定いたしまして、その8時間の間に利用をされるという

ことをございまして、その前後については、もし利用される場合には延長の保育、今で言うところの延長の保育が適用されるという考えでございまして。

要は、その保育標準時間が適用されるのか、保育短時間が適用されるのかというところが、一つ、各市町の基準で決めるところではございますけれども、今現在、これは本市の案としてでございますが、今現在は、保育園の利用を原則1日4時間の、月あたり13日以上の上の就労で保育園の利用とさせていただいております。

ということは、1日4時間の13日以上となりますと、52時間となります関係から、国としては1カ月あたり48時間以上、64時間の範囲の中で市町村が地域の実情を含めて、短時間利用の就労の下限を決めてくださいよとなっておりますけれども、現行の時間数と合わせますと、今のところ1カ月あたり52時間というところで宇部市としては整理をしていきたいと考えています。以上です。

副会長

はい、ありがとうございます。何かご質問ございますでしょうか。

これは保育に欠ける事由として、新しく①から⑥で、今後いろんな形で記載をするという、ホームページですとか、いろんな文書等では、こういう表記の仕方をするという意味で、こういうのを出しましたか。

事務局

そうですね。今現在も保育園の入園案内等では、やはりたとえば保育園や幼稚園の違い等も十分ご理解いただいた上で、保育園というのを選択していただかなければなりませんので、こういった事由は載せております。

ですが、このたび国のほうの事由が新たに①番のような表現から、②番のような追加されたような表現になります。ただここはあまり細かく書くよりも、特別な事由の中の例示として対応させていただくことも、今、想定をしております。

副会長

個人的には、6番という形で丸める必要があるのか、ないのかというのが、ちょっと私は違和感というかあったものですから、ちょっとお聞きしました。

事務局

そうですね。実際に保育園を利用される方に提示する上では、個々のご家庭の事情というのを、今までも全て、その就労証明というのを見ながら聞き取って、判断をしているところがございます。そうした中で、このたび国のほうが示されました、たとえば⑧番であるとか、⑨番であるとかいうところは、それぞれの関係機関や、そのご家庭の状況などを改めて確認させていただいた上で、こちらのほうとしてもそれを提示させていただいているところがございますので、これを最初から出して、特に8番等を出して混乱を招くよりも、まずはこちらのほうが今でもやっていますので、ご家庭の状況等を聞き取らせていただいた上で、関係機関にも確認を取りながら判断させていただけたらと考えているところがございます。

副会長

「その他」とか「等」とかっていうのは、知らない人にとっては、ほとんどないに等しい部分というのがありますので。先程、例示する予定とおっしゃいましたから、そういう形でわかりやすく示していただければというふうに思います。皆様、何かございませんか。

委員

保育園と幼稚園を実際に利用していました。保育必要量イメージというところで、先程ご説明いただいたかと思うんですけれども。この保育標準時間と保育短時間というふうな

区分分けというのは、ちょっと私のほうでは存じあげなかったんですけれども、これは今までにもあったということですか。

事務局

今まではございませんでした。今までは保育の受け方としては、保育標準時間の一つの類型しかございませんでしたが、このたび、国の新制度の中では、先程もちょっとお話しさせていただいた、パートタイムの方々を想定してのことだと思いますけれども、多様な働き方が出てきた関係から、その保育の標準時間と短時間という2つの類型を示されたところでございます。

当然、保育の利用可能時間が違うところから、保育料等でも差をつけようというところで考えられているところではございますけれども、この違いというのも、あまり月額にしても、そんなに大きな違いが示されるものではないのかなという気はしております。

委員

わかりました。保育料というのは、全世帯収入ということになりますよね。保育料の額の算定というのは。

事務局

基本的にはお父さん、お母さんですね。

委員

わかりました。保育料の算定の時に、うちの職場では育児休業明けというのは、やはり育児をする上で、大変というので短時間勤務というのが設けられていて、日頃の時間よりも、ちょっと短時間、朝も1時間少なめ、夕方も1時間少なめという設定があるので、その分減給になってしまうという制度ですが、やはり世帯収入であると、自分のお給料が減ってしまうのにも関わらず、保育料は自分のお給料とほとんど変わらないという声がよくあったので、ちょっとそれはどうなのかなというふうには話していたんですが。こういう制度があると、またちょっと違うのかなというふうには個人的な意見ですけど、思いました。

事務局

例外的な形もありますので、もしかしたら、委員が言われることは例外的なものに該当するかもしれませんが、ちょっと一言付け加えをさせていただくと、やはり保育料というのは、基本的にはお父さんお母さんの所得に応じて設定されるものではございますけれども、たとえば一時的な要因で、お父さんお母さんの所得が著しく低い場合が、やはりございます。そういった時には、その保育料を算定する所得の中で、同居の、たとえばよくあるのがおじいちゃん、おばあちゃんのような、そういう方々に所得があれば、やはりその方々の所得も含めて、その家庭が維持されるであろうという考え方から、なんといいですか、お父さんお母さんの所得が低い場合には、おじいちゃん、おばあちゃんの所得を見て、保育料の算定をするという考え方は、これも全国的にも決まっておりますので、もしかしたら一時的に減額されたという時に、そういう額が下回るようであれば、もしかしたら世帯の全員、たとえばおじいちゃんの収入が多ければおじいちゃんの収入、おばあちゃんの収入等が算定の中に含まれる可能性がございますので、ちょっと付け加えをさせていただきます。

委員

わかりました。ありがとうございます。

副会長

その他、何かございますか。ないようでしたら、続きまして4番のその他に移ります。事務局のほうから何かございますでしょうか。

(4) その他

事務局

事務局からですけれども、特に議題としてはないんですけれども、今後、先程から話に出ております学童保育のアンケートについて、11月に各学校のほうにお願いをして実施をいたしました。対象者は、来年度4年生以上になる、現行の3年生、4年生、5年生の方を対象にアンケートをしましたので、アンケートの結果がまとまり、分析等も終わりましたら、委員の皆様方にもお示しをさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

副会長

ありがとうございました。では委員の皆様から、何かその他、ございますでしょうか。

委員

話せばグチになりそうなんです。保育園、幼稚園の意向調査というのがありましたよね、以前。それでこの間、お話は聞いているのですが。最終的に認定こども園に移るところというのは、出てきたんでしょうか。

事務局

認定こども園に移る幼稚園、保育園は、今のところございません。ただ今現在、既に認定こども園1園ほどございますので、そちらは当然認定こども園として移行するという形にはなりますけれども。今現在の幼稚園、または保育園のほうから認定こども園に移るという意向を示された園はございませんでした。

委員

それともう一つなんです。10月29日に送られてきた資料と一緒に入ってきたのは、3番目に保育料の利用者負担についてというのが書いてあって、今回の議題に載っていないのは、消費税の関係でございましょうか。

事務局

消費税の関係もございしますが、当然利用者負担については、新制度、または各自治体における新制度導入を受けたすごく大きなテーマだと思っております。これについて、当然国がまず利用者負担を定めます。その定める利用者負担に従いまして、市町のほうが、その設定を、この国が示す利用者負担を、そのまま踏襲するのか、判断しなければなりません。今まだ国の状況、その大元になる国の単価というのは出されていない状況です。県下13市の中でも、今現在、来年、このような利用者負担にしたいということを提示している市は、下関市だけでございまして、下関市も、これはあくまでも9月時点の案であって、将来的には変わる可能性がありますよというのを全部付記しながらお示しされているところです。

この子ども・子育て支援新制度について、その財源のほとんどは消費税率の見直しに伴う財源確保が基本となっています関係から、まだ国のほうから、子ども・子育て支援新制度における影響について、どう考えるのかというものを正式にお示しをいただいております。ですから、本来この文書を出した時には、国のほうは、この年末の時期までにはお示ししたいということから、なんらかをお示しできるような情報というのが、こちらのほうに提示がされるかなという思いもございましたけれども、お示しするのが難しい状況でございます。以上です。

委員

そうしますと、10%になった時に、平成29年から予算措置ができるタイムラグがありますよね。税収がきちんと入ってくるまでのタイムラグがあるので、29年から、この新制度に移り変わったら、全てパラダイスみたいな話だったのですが。結局、1年半延びるということは、31年からというかっこうですよ。満額入ってくるというのが、税収は。ということは、今の制度で、プランであがっている、たとえば3歳児の人数は15対1に変わる。今20対1ですよ。それが15対1になるとかいうふうなことが書いてありましたが、それはだから31年にならないと、そういうふうなことには、もうたぶんありませんよね。

事務局

確かに現実の話として、この子育て支援新制度は、消費税が来年10月から10%になるという前提のもとで制度設計がされてきているというのは、間違いのない、これまでもお話しさせていただいた通りでございます。ご存知のように、消費税の10%引き上げという形が1年半ほど繰り延べされるというようなことが、ほぼ間違いのないような状況になっておりますので。具体的には、本当、国が今後財政措置をどういうふうな考え方でしてくるか等々も、はっきりとまだわからないというのが率直なところです。

だから逆に言うと、今、そのへんも含めて、この保育利用者負担をどうしていくのかという点等々、ちょっと慎重に見ないと、内容が内容だけに、このことが一人歩きしてもまずい部分がありますので、そのへんはちょっと慎重に見極めながら、またご提示をさせていただきたいと思っております。

副会長

ありがとうございました。その他、委員の皆様から、何かございますか。

ないようでしたら、だいぶ時間も経過いたしましたので、事務局のほうにお返しいたします。

事務局

皆様、おつかれさまでした。以上をもちまして、審議会を終了いたします。次回の審議会については、日程がまだ未定ですので、決まり次第、またお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。